

令和8年9月15日		
資 料 提 供		
担 当 課	教育委員会	総務課 吉田(内3668 直通Tel073-441-3640)

不正行為等通報の受理・処理状況について

令和8年8月中に教育委員会で受理した不正行為等通報(教育委員会事務局等や県立学校の業務に係るもの)について、概要を公表します。

1 教育委員会の通報の件数

(1)通報者別

通報者	件 数(内匿名)
県民等	2(2)
職員等	0
計	2(2)

(2)通報方法別

通報者	件 数(件)
電子メール	2
郵便・FAX	0
その他	0
計	2

2 教育委員会で受理した通報内容と処理状況

(教育委員会)・・・教育委員会で受理・調査・処理

通 報 内 容		処 理 状 況
①	ある学校において、出張旅費の不適正な支出が行われている。	調査の結果、適正に処理していることを確認した。
②	ある中学校の職員が不適切なパソコンの使用をしている。	通報内容について、当該学校を所管する市町村教育委員会に回付し、調査を依頼した結果、一部事実が認められたため、管理職から当該職員を指導したとの報告を受けた。

通報内容を分類すると次のようになります。

(1)職員の不正・不当な執務又は行為に関するもの

1 ②

(2)県の行政事務処理、その他に関するもの

1 ①

なお、通報に係る調査・処理結果を分類すると次のようになります。

(1)調査の結果、是正の必要がないもの

1

(うち通報内容が事実とは認められないもの)

1 ①

(うち通報の事実はあるが、違法又は不正・不当とは認められないもの)

(うち通報された情報だけでは、事実確認が困難なもの)

(うち通報の有無にかかわらず是正措置を講じるなど、対応しているもの)

(2)調査を契機に是正がなされた又は是正措置を講じたもの

1 ②

(3)調査を継続中としたもの

(4)不受理としたもの

3 前々月以前の通報に係る処理状況

前々月(7月)以前に受理した通報で「調査中」としていた事案のその後の処理状況については、以下のとおりです。

通 報 内 容		処 理 状 況
R8.7月④	ある中学校の部活動あるいはクラブチームにおいて、顧問の運転するバスに乗って県外遠征を行った。	通報内容について、当該校を所管する市町村教育委員会に回付し、調査を依頼した結果、クラブチームでの活動であったため、所管外とした。 なお、所管外ではあるが、今後は生徒、保護者への説明を丁寧に行うよう、管理職を通じて当該職員へ説明したとの報告を受けた。
R8.7月⑤	ある中学校の部活動における移動方法が、法令に違反している。	通報内容について、当該校を所管する市町村教育委員会に回付し、調査を依頼した結果、事実が認められたため、市町村教育委員会から管理職及び当該職員に対し、厳しく指導したとの報告を受けた。